

令和5年度

# 事業計画



日本赤十字社 和歌山県支部  
Japanese Red Cross Society

# 目 次

## ◎ あらまし

1 災害救護対応	1
2 国際活動	6
3 赤十字奉仕団組織の強化	7
4 青少年赤十字	13
5 赤十字各種講習	15
6 会員の増強と活動資金の增收	18
7 広報活動の強化	21

# あらまし

世界の各地では、大規模地震、風水害などの自然災害が頻発し、多くの人々が被災者となっています。また、民族や宗教などの対立による地域紛争やテロ事件も後を絶たず、多くの尊い命が奪われています。

とりわけ、令和2年初めより全世界に広がった新型コロナウイルス感染症は、ウイルスの変異を繰り返しながら、今なお多くの人々の生命や暮らしに大きな打撃を与え続けています。

このような状況のなか、日本赤十字社は国際赤十字の一員として、基本理念である「人道」に基づき、すべての人々の生命と尊厳を守るため積極的に国際救援活動を行っています。

一方、国内においても東南海・南海地震など大規模地震の発生が危惧されるなか、迅速かつ組織的な災害救護活動ができるよう救護体制の充実をはかるとともに、平時においては防災・減災についても積極的に取り組んでおります。

さらに、各種講習の普及やボランティアの育成など、赤十字精神に基づいた広範な事業を推進しております。

コロナ禍にあって少なからず制限や困難は伴いますが、これらの赤十字活動を積極的に推進するべく、県民の皆様からお寄せいただいた貴重な活動資金を透明性高く効果的に活かし、支部、医療センター及び血液センターの各職員が一丸となって日々の業務に励んでまいります。

令和5年度の重点事業は、は以下のとおりとしています。

- ・災害救護対応
- ・赤十字ボランティア活動の充実
- ・青少年赤十字の加盟促進と育成強化
- ・赤十字各種講習の普及
- ・会員の増強と活動資金の増収
- ・広報活動の強化



## 1 災害救護対応

国内において大規模災害等が発生した場合、日本赤十字社は下記の災害救護対応を行います。

- (1) 医療救護
- (2) こころのケア
- (3) 救援物資の備蓄と配分
- (4) 災害時の血液製剤の供給
- (5) 義援金の受付と配分

これらの災害救護対応は、赤十字事業の最重要事業の一つです。

また、この他にも、住民の方々の様々なニーズに応じた活動を行うこととしています。

### (1) 医療救護

日本赤十字社は、医療救護を行うため、全国の都道府県支部に486班、そのうち当支部に7班（1班あたり医師1名、看護師4名、薬剤師1名、主事1名）の常備救護班を編成し、災害時の初期医療から中長期にわたって被災地で活動を行える体制を備えています。

また、和歌山県と災害派遣医療チーム（D M A T）（※1）の派遣協定を締結しており、県からの派遣要請に備えています。現在、当支部に5チーム（1チームあたりの編成は、医師1名、看護師3名、業務調整員1名）、22名の隊員が登録されています。



災害等が発生した時に円滑に救護活動が行えるよう、県内外で実施される防災関係機関等の訓練、研修にも積極的に参加します。

（※1） D M A Tとは、国が災害医療の体制整備の一環として整備した、災害の急性期（発災後48時間以内）に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームのことです。

## ◇ 主な災害救護訓練・研修等 ◇

訓 練 ・ 研 修 名	開催予定場所
第4ブロック合同災害救護訓練	兵庫県
和歌山県津波災害対応実践訓練	和歌山県
石油コンビナート総合防災訓練	和歌山県
近畿地方DMA Tブロック訓練	兵庫県
大規模地震時医療活動訓練	(未定)
日赤和歌山県支部常備救護班研修会	和歌山医療センター
全国赤十字救護班研修会	東京都、大阪府
日赤災害医療コーディネート研修会	東京都
DMA T隊員養成研修会	兵庫県
DMA T技能維持研修会	(未定)
和歌山県DMA Tロジスティクス研修会	橋本市

### (2) こころのケア

大規模災害が発生した場合、多くの死傷者の発生や家屋の倒壊によるライフラインの途絶等の様々な要因により、被災者は複雑なストレス状態に陥ります。

日本赤十字社は、被災者の健康や身近な悩みなどを傾聴し、不安の軽減とストレス緩和に向けた働きかけを行うことを目的として、被災地の避難所や地域で活動するこころのケア要員を派遣します。

令和4年12月末現在、当支部には240名のこころのケア要員が登録されており、令和5年度も引き続き研修会を開催し、要員の増員を図ります。

### (3) 救援物資の備蓄と配分

大規模災害時には県市町等と協議・調整を行い、当支部救護倉庫及び各地区に備蓄している毛布や緊急セット等の救援物資を、被災された方々に届けます。

<救援物資備蓄数(令和4年12月末現在)>

品目	備蓄数
毛 布	3, 565 枚
緊急セット	1, 477 セット
安眠セット	270 セット
タオルケット	1, 200 枚

なお、火災などの小災害(※2)発生時には、下表の配分基準により、毛布や緊急セットの災害見舞品を地区分区を通じて配付します。

(※2) 小災害とは、火災や風水害等に起因する被害が災害救助法の適用に至らない規模の災害をいいます。

#### 〈配分基準〉

品目	配分基準	配分数
毛布	(1) 住家が全焼、全壊、流失した世帯 (2) 半壊、床上浸水であっても長期間寝具等が使用不能であることが予想される世帯	原則として被災者 1人あたり1枚
緊急セット	(1) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上 浸水した世帯 (2) 避難所等に避難を要する世帯	原則として1世帯 (4人)あたり1個



(緊急セット)

#### 【緊急セット 内容品一覧】

品名	数量	品名	数量	品名	数量
タオル	4枚	物干しロープ	1本	風呂敷	1枚
ウエットティッシュ	1個	洗濯バサミ	1組(10個)	携帯ラジオ ※①	1台
ポケットティッシュ	1組(4個)	救急絆創膏	1組(15枚)	懐中電灯 ※②	1台
軍手	4双	弾力包帯	1本	天チャックポーチ	1個
ゴム手袋	1双	ガーゼ	8枚	鉛筆	1本
ビニール袋	1組(6袋)	マスク	4枚	メモ用紙	1冊
コップ	1組(4個)	歯ブラシ	1組(4本)	ブックレット ※③	1冊
スプーン・フォークセット	1組(各4本)	毛抜き	1本	挨拶状	1枚
※① 携帯ラジオ用アルカリ乾電池(単3型2本)を含む。					
※② 懐中電灯用アルカリ乾電池(単4型4本)及びストラップを含む。				バッグ(外袋)	1袋
※③ 小冊子「災害時の気を付けたい症状」					

## (4) 災害時の血液製剤の供給

血液製剤の確保と医療機関への供給体制を整え、災害時に円滑に供給が行えるように努めます。

## (5) 義援金の受付

国内で大規模災害が発生した場合、被災者を支援するため、義援金の受付を行います。

受付した義援金は、全額被災都道府県に設置された義援金配分委員会に送金され、市町村を通じて被災された方々へ届けられます。

### 義援金は全額、被災者のもとへ



## (6) その他

### ① 災害救護装備等の充実

#### ア 地図分区用装備品の整備

地区分区に、災害時に車両が使用できない場合の代替移動手段として、電動自転車を新規整備します。

#### イ 赤十字救護看護師養成の支援

通常の看護だけでなく、国内外での自然災害や紛争に際し、救護業務に従事できる赤十字救護看護師の養成を支援します。

### ② 防災・減災セミナーの実施

南海トラフ地震等の大規模災害に備え、県内各地で住民の方々を対象にした防災・減災セミナーを実施します。

このセミナーは、「自分の命は自分で守る、地域の安全はみんなで守る」ことを主

眼に置き、発災時に自発的に行動できるよう、知識や技術の普及を目指します。

現在、このセミナーを指導する講師は6名であるため、さらに講師を養成し、より多くのセミナーを開催できるよう体制を整えます。





## 2 国際活動

### (1) 国際救援活動

日本赤十字社では、世界各地で続発している自然災害等の被災者や難民の支援のため、医療スタッフを現地に派遣し、緊急救援活動を行います。

また、被災地の復興支援活動や保健衛生・災害対策など長期的な支援として開発支援を行っております。

### (2) 海外救援金の受付

海外で発生した災害や紛争による難民、他にも病気などで苦しむ人々を支援するため、海外救援金の受付を行い、受付した救援金を、被災国の赤十字社が行う被災者支援活動に活用させていただきます。

また、毎年12月1日～25日までの間、日本放送協会（NHK）との共催で、赤十字の国際活動の財源確保を目的として「海外たすけあい」キャンペーンを実施します。

当支部では、キャンペーンの期間中、NHK和歌山放送局の1階ロビーに受付窓口を設置するとともに、県内地域赤十字奉仕団が同一日に、各地域で啓発活動や街頭募金を実施してご協力を呼びかけます



NHK和歌山放送局に設置された救援金受付窓口



赤十字奉仕団員による啓発活動

### (3) 安否調査

武力紛争や、家族の離散等によって行方不明になっている身内の安否確認の依頼に対し、行方不明者の所在等の情報を収集し、家族に安否を伝えます。



### 3 赤十字奉仕団組織の強化



赤十字ボランティアは、赤十字の使命を社会で実践しようとする人々が集まるボランティア組織であり、地域に根付いた活動を行う地域赤十字奉仕団、学生や社会人が活動を行う青年赤十字奉仕団、特殊な技能を活かした活動を行う特殊赤十字奉仕団、さらに赤十字活動などに自主的に支援していただく赤十字個人ボランティアがあります。

#### (1) 地域赤十字奉仕団

##### ① 赤十字奉仕団活動の充実強化

県内の地区分区単位に結成されている地域赤十字奉仕団は、現在48団、約6千2百人の団員の方々が登録されており、赤十字の理念を実践し、地域福祉の向上を図るため、人々の相互理解を育み、積極的な奉仕活動に取り組んでいます。

引き続き、地域に密着した奉仕活動を展開し、より一層赤十字奉仕団活動の充実強化を図るように努めます。

##### ② 赤十字奉仕団委員長会議の開催

赤十字事業や奉仕団活動の連携と情報共有を図るため、地域・特殊奉仕団の委員長を対象として、委員長会議を年2回開催します。



会議の前に行う奉仕団信条の唱和

##### ③ 赤十字奉仕団委員長研修会の開催

奉仕団委員長として資質の向上や相互の親睦を深めるため、地域・特殊奉仕団の委員長を対象として、県外へ1泊2日の日程で委員長研修会を開催します。

研修会では、研修地の奉仕団と交流や意見交換などを行います。

#### ④ 赤十字奉仕団員研修会の開催

奉仕団の活動を率先する団員を育成することを目的として、白浜町で1泊2日の日程で開催します。

研修プログラムは、赤十字奉仕団指導講師による講義と、テーマに沿った意見交換が行えるグループワークで構成し、地域での自主研修会や活動に活かしてもらえるものとします。

#### ⑤ 和歌山県赤十字奉仕団大会の開催

日頃の奉仕団員の活動を称え、特に功労顕著な委員長や団員に対して、支部長から有功章などの各種功労表彰を贈呈する赤十字奉仕団大会を開催し、奉仕団のさらなる意識向上を図ります。



長年の功労が顕著な奉仕活動に対する有功章の贈呈

#### ⑥ 広報誌「奉仕団だより」の作成

年1回、奉仕団の活動内容や団員の体験談を記事や写真で紹介する「奉仕団だより」を7千5百部作成し、全奉仕団員及び関係者に配付して、奉仕活動のさらなる意識の向上に努めます。



## ⑦ 優良赤十字奉仕団の認定・表彰

赤十字奉仕団(員)の活動の活性化を図ることを目的として、令和4年度に通年の活動や特別な活動を積極的に実施した奉仕団に、優良赤十字奉仕団の認定証を交付し、和歌山県赤十字奉仕団大会において、支部長から表彰状を授与します。

認定にあたっては、赤十字奉仕団委員長から提出される活動報告書に基づき、活動内容、団員数の多少や地域性を考慮したうえで総合的に判断し、認定することとします。

## ⑧ 地域赤十字奉仕団への訪問

令和4年度に引き続き、県下の地域赤十字奉仕団を訪問して、委員長をはじめ各役員の方々と忌憚のない意見交換を行うことにより、各奉仕団が通年の活動等において抱えている具体的な問題点等を把握するとともに、当該地区分区と効果的な協調体制を築けるよう個別に支援協力を行います。



## ◇ 主な奉仕団関係行事・研修等予定 ◇

行 事 ・ 研 修 名	場 所
赤十字奉仕団和歌山県支部委員会	支 部
和歌山県赤十字奉仕団委員長会議（年2回）	支 部
赤十字運動月間周知キャンペーン・クリーンキャンペーン	県内全域
赤十字奉仕団中央委員会	本 社
和歌山県赤十字奉仕団員研修会（年1回）	白浜町
和歌山県赤十字奉仕団大会	和歌山市
NHK海外たすけあい街頭募金	県内全域
和歌山県赤十字奉仕団委員長研修会	他府県支部

## (2) 青年赤十字奉仕団

### ・青年赤十字奉仕団活動の推進

青年赤十字奉仕団には、社会人や学生が一緒になって組織されている「青年赤十字奉仕団」と、大学や専門学校の学内で組織されている「学生赤十字奉仕団」があります。

本県には、「近畿大学生物理工学部学生赤十字奉仕団」、「和歌山大学和歌山 ASEAN プロジェクト学生赤十字奉仕団」、及び令和4年9月に新たに結成された「東京医療保健大学和歌山看護学部学生赤十字奉仕団」の3団があり、県内での募金活動、和歌山県青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンターの支援を行っています。

災害時には、それぞれの団員が災害ボランティアとして活動を行えるよう、関係団体と連携を取りながら奉仕活動を積極的に支援します。

また、新たに活動に取り組む青年赤十字奉仕団、学生赤十字奉仕団の結成を推進します。



街頭募金活動



トレーニングセンターの運営支援

## ◇主な青年赤十字奉仕団関係行事・研修等予定◇

行 事 ・ 研 修 名	場 所
和歌山県青年赤十字奉仕団基礎研修会	支 部
第4ブロック青年赤十字奉仕団リーダー養成研修会	京都府
赤十字防災・減災セミナー	和歌山市内
赤十字運動月間周知キャンペーン	県 内
和歌山県青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンター支援	県 内
NHK海外たすけあい街頭募金	県 内

### (3) 特殊奉仕団

#### ① 赤十字特別救護隊

##### ・赤十字特別救護隊活動の推進

赤十字特別救護隊は、昭和39年9月にアマチュア無線の有資格者により設立された特殊赤十字奉仕団で、災害時の救援、輸送及び通信を主な目的として活動しています。

現在、50名が隊員登録し、5つの地域分隊に配置されておりますが、災害時に迅速に活動できるよう、資機材運用の習熟研修や災害救護訓練を実施します。



#### ② 障害者支援赤十字奉仕団

##### ・障害者支援赤十字奉仕団活動の推進

障害者支援赤十字奉仕団は、平成16年4月に結成された特殊赤十字奉仕団で、和歌山県内の盲学校やボランティアグループなどと連携して、視覚障害児童・生徒への支援活動を行っています。

現在、14名の団員が毎週金曜日に集まり、視覚障害のため市販の本を読むことが困難な児童向けに、文字や絵を大きくして見やすく工夫した拡大写本、布絵本や防災教材などを手作りで製作し、支援学校や障害児施設に寄贈しています。

寄贈した作品は、児童や生徒たちに大変喜ばれており、引き続き支援活動を推進します。

なお、災害弱者である視覚障害児童の防災教材として、地震で物が倒れたり落ちたりする状況を手で触って体験できる立体模型を製作・寄贈した取り組みが評価され、団として令和4年防災功労者防災担当大臣表彰を受賞しました。



### ③ 青少年赤十字賛助奉仕団

#### ・青少年赤十字賛助奉仕団活動の推進

青少年赤十字賛助奉仕団は、平成16年4月に結成された特殊赤十字奉仕団で、小・中・高等学校の退職教員18名により組織されています。

青少年への赤十字理念の普及を図るため、小・中・高等学校に対する青少年赤十字への加盟促進、青少年赤十字活動の支援を行っています。



### ④ 安全赤十字奉仕団

#### ・安全赤十字奉仕団活動の推進

安全赤十字奉仕団は、講習普及事業を積極的に推進することを目的として、救急法等指導員の有志によって、令和3年11月に結成されました。

安全赤十字奉仕団では、支部が主催する講習や、学校・企業団体等から依頼のあった講習へ団員を派遣し、応急手当や事故防止など安全思想の普及に努めています。



## (4) 赤十字防災ボランティア

#### ・赤十字防災ボランティアの養成

県内の災害発生時に日本赤十字社の災害救護活動を支援する防災ボランティアを募集し、活動時に必要となる基礎的な知識や技術が習得できる研修会等を開催する等して、体制の充実に努めます。

## (5) 赤十字個人ボランティア

#### ・赤十字個人ボランティアの充実強化

通訳、筆耕、写真・動画撮影、トラック・バイクの運転など個人単位で資格や特技を活かし、支部が実施する赤十字事業の支援を行う個人ボランティアを募集します。



## 4 青少年赤十字



青少年赤十字は、将来を担う子どもたちが赤十字を正しく理解し、思いやりの心を身に付け、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、教師が指導者となって学校教育現場で進める青少年育成事業で、現在、幼稚園・保育園・こども園10園、小学校30校、中学校10校、高等学校40校、特別支援学校2校、義務教育学校1校が加盟しています。

### 青少年赤十字の3つの実践目標

- 1 生命と健康を大切にする（健康・安全）
- 2 人間として社会のため、人のためにつくす責任を自覚し実行する（奉仕）
- 3 広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う（国際理解・親善）

### （1）和歌山県青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンターの開催

赤十字の人道・博愛の精神に基づいて、「気づき、考え、実行する」という行動目標のもと、自主・自律の精神を身につけたメンバーを育成するために、小学生・中学生・高校生を対象としてトレーニングセンターを開催します。



## (2) 青少年赤十字高校生研修会の開催

赤十字への理解を深め、青少年赤十字活動の活性化を図るため、各加盟校の高校生が集まり、メンバー同士の親睦を深めながら、各校での活動時に参考となる知識や技術を学べる研修会を開催します。

## (3) 青少年赤十字防災教育推進事業の実施

自然災害についての正しい知識や、自ら考え判断し危険から身を守る方法を学ぶ「青少年赤十字防災教育プログラム」を、幼稚園、保育園、こども園、小・中・高等学校で実施します。

## (4) 和歌山県青少年赤十字指導者協議会等の開催

加盟校長、教諭を協議会員とし、加盟校の活動を一層発展させるための協議を行う総会、及び行事・研修会の開催・運営について協議する実行委員会を開催します。

また、青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンターなどの指導の主導的役割を果たし、青少年赤十字メンバーの育成に努めるとともに、青少年赤十字活動の指導を担う加盟校教職員を対象に、青少年赤十字の理念や技能についての理解を促すために青少年赤十字指導者基礎研修会を開催し、指導者の育成に努めます。

### ◇ 主な青少年赤十字関係行事・研修等予定 ◇

行 事 ・ 研 修 名	対 象 者
和歌山県青少年赤十字指導者協議会総会	役員、会員
第4ブロック青少年赤十字指導者研修会（担当支部：兵庫県支部）	指導者
青少年赤十字全国指導者協議会総会・研修会（本社）	協議会会長
和歌山県青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンター	小・中・高校生加盟校メンバー
青少年赤十字スタディー・センター（山中湖村：東照館）	高校加盟校メンバー
和歌山県青少年赤十字高校生研修会	高校加盟校メンバー



## 5 赤十字各種講習

日本赤十字社では、人命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を、一人でも多くの方に知っていただくため、救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法の5つの講習普及に努めています。

当支部では、雪上安全法を除いた4つの講習を開催するとともに、依頼のあった学校・団体等に指導員を派遣しておりますが、特に青少年赤十字加盟校をはじめとした学校及び企業等に積極的に働きかけ、受講者の増加を図ります。

### ◇ 令和5年度 各種講習の実施計画 ◇

講習名	一般（養成）講習		短期講習	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
救急法	42回	840名	80回	2,400名
水上安全法	2回	40名	10回	300名
健康生活支援講習	3回	60名	10回	300名
幼児安全法	3回	60名	10回	300名
計	50回	1,000名	110回	3,300名

### （1）救急法

現在、多くの施設に配備されているAED（自動体外式除細動器）の使用法や心肺蘇生法による救命手当、ケガや急病に対する応急手当の方法を指導します。

#### ① 救急法基礎・救急員養成講習

次の内容を3日間（16時間）で指導します。

- ・救急法の概要
- ・手当の基本（傷病者の観察・体位・保温・接し方、応急処置、傷病者の搬送等）
- ・一次救命処置（心肺蘇生法、AEDを用いた除細動等）
- ・急病者への対応



## ② 救急法短期講習

短時間の参加いただきやすい内容とし、県民の受講機会を増やしていきます。

Ⓐ 救急法基礎・救急員養成講習のうち、依頼者が希望する内容をテーマとして、依頼者が希望する日時・会場で実施します。(オンライン実施も可)



Ⓑ 救急法基礎・救急員養成講習の中から支部がテーマを選定し、予め日時を決めてオンラインで実施します。

## (2) 水上安全法

水上における事故防止、溺者救助、応急手当などの方法を指導します。

### ① 水上安全法救助員養成講習

水泳の指導者や監視員など一定の泳力のある方を対象として、次の内容を4日間(18時間)で指導します。

- ・水上安全法の概要
- ・水の活用と事故防止
- ・一次救命処置（心肺蘇生法、AEDを用いた除細動等）
- ・安全な水泳と自己保全（着衣泳、浮具の活用等）
- ・安全管理と監視
- ・救助（溺者の発見・確保・搬送等）
- ・水泳で起りやすい急病やけがへの対応



### ② 水上安全法短期講習

水上安全法救助員養成講習のうち、依頼者が希望する内容をテーマとして、依頼者が希望する日時・会場で実施します。実施します。



## (3) 健康生活支援講習

高齢者の健康安全や日常生活における介護、高齢者が寝たきりにならないためのお世話の仕方などを指導します。

## ① 健康生活支援講習支援員養成講習

次の内容を2日間（12時間）で指導します。

- ・健やかで心豊かな高齢期を過ごすために
- ・高齢者に起こりやすい事故の予防や手当、急病への対応
- ・日常生活における介護（からだの移動・介助、車椅子への移動・介助、食事・排泄・着替え等）
- ・地域における支援活動



## ② 健康生活支援短期講習

- Ⓐ 健康生活支援講習支援員養成講習のうち、依頼者が希望する内容をテーマとして、依頼者が希望する日時・会場で実施します。（オンライン実施も可）
- Ⓑ 健康生活支援講習支援員養成講習の中から支部がテーマを選定し、予め日時を決めてオンラインで実施します。

## （4）幼児安全法

子どもに起こりやすい事故の予防とその手当、かかりやすい病気と発熱、けいれんなどの症状に対する手当など指導します。

特に、県内の幼稚園、保育所に講習受講の呼びかけを行います。

## ① 幼児安全法支援員養成講習

次の内容を2日間（12時間）で指導します。

- ・幼児安全法の概要
- ・子どもの成長発達と事故防止
- ・事故時の応急手当（止血、きずの手当、骨折の手当等）
- ・子どもの病気と看病のしかた
- ・地域の子育て支援
- ・災害時などの特殊な環境下での子どもの支援



特に、県内の幼稚園、保育所に講習受講の呼びかけを行います。

## ② 幼児安全法短期講習

- Ⓐ 幼児安全法支援員養成講習のうち、依頼者が希望する内容をテーマとして、依頼者が希望する日時・会場で実施します。（オンライン実施も可）
- Ⓑ 幼児安全法支援員養成講習の中から支部がテーマを選定し、予め日時を決めてオンラインで実施します。



## 6 会員の増強と活動資金の増収

### (1) 会員の増強

日本赤十字社が行う幅広い活動は、日本赤十字社の目的に賛同し、会費として年間2,000円以上ご支援してくださる多くの「会員」の皆様に支えられております。

今後も一人でも多くの皆様に会員に加入していただけるよう、5月の赤十字運動月間にあわせ、日本赤十字社の全ての組織を挙げて「赤十字会員増強運動」等を実施するとともに、赤十字奉仕団員や町内会、自治会等の地域の方々の積極的な協力を得ながら、年間を通して会員の増強を推進してまいります。

また現在、多くの赤十字奉仕団員や赤十字施設職員に会員になっていただいている方が、引き続き新規会員への加入促進を図ってまいります。

### (2) 活動資金の増収

#### ① 地区分区扱いの活動資金増収

地区区分扱いの活動資金は、年々減少傾向にあることから、なお一層の活動資金増収方策を策定しなければなりません。

その1つとして、地区分区における活動資金募集の中心的役割を果たしていただいている地区分区赤十字担当者を対象にした「赤十字事業事務担当者会議」を開催して、赤十字事業へのご理解と地区分区における活動資金増収へのご協力をお願いします。

また、支部職員も各地区分区や自治会、町内会で開催される活動資金募集説明会等に積極的に参加し、地域の方々に赤十字事業へのご理解とご協力をお願いしてまいります。

#### ② 支部扱いの活動資金増収

支部扱いの活動資金は近年、大口寄付や相続財産寄付等により増加傾向にありますが、なお一層の増収方策を策定します。

多くの方々から活動資金を頂くためには、まず赤十字の活動について知っていたり、その活動に賛同を得なければなりません。

そのためには、赤十字に関心を持っていただけるように、広報資材や媒体を活用して、赤十字活動の周知に努めてまいります。

主な活動資金の増収方策は、以下のとおりです。

## ア 活動資金募集用ダイレクトメールの送付

赤十字活動に支援いただけけるよう、県内の個人や法人にダイレクトメールを送付し、赤十字活動資金の増収を図ります。



ダイレクトメールに、広報紙「日赤和歌山」と振込用紙を同封

## イ 寄付金付き自動販売機の増設

現在、県内の企業や個人商店などに設置協力をいただいている寄付金付き自動販売機は、計 12 台（6 企業・3 施設）が設置されています。

引き続き飲料販売業者と連携し、新たな設置場所の確保に努め、増設を図ります。



## ウ 赤十字善意箱の増設

県内の法人事業所や個人店舗に設置していただいている善意箱は 505 箱に上っています。

引き続き地区分区や奉仕団と連携し、新たな設置場所の確保に努め、増設を図ります。



設置場所に応じた2種の善意箱

## エ 遺贈、相続財産等の寄付

近年、「自分が亡くなった後、これまで築いた財産の一部を赤十字に寄付したい」、あるいは大切な方を亡くされたご遺族から「故人の遺産を社会のために役立てて欲しい」という尊いお申し出が増えております。

お申し出される方々の事情は様々ですが、ご自身や故人の遺志を社会に役立てるため、安心してできる方法で信頼できる団体に寄付したいという思いは共通しています。

専用パンフレットを、県内の弁護士会、司法書士会、税理士会員、公証役場、信託銀行、葬儀場、地区分区等に改めて配付して周知するとともに、赤十字へご寄付いただけるよう努めます。



## オ 法人や事業所先への訪問

活動資金増強に向け、過去に寄付歴がありながら、近年寄付のご協力が無い法人や新たに奉仕団員・有功会員等からご紹介を受けた法人等を個別に訪問し、ご寄付いただけるよう努めます。

また、訪問した際に寄付金付き自動販売機や赤十字善意箱の設置が可能と思われる法人等には、新たな設置場所の増設にご協力いただけるよう努めます。

## カ 不要物品宅配買取サービスの活用促進

ブックオフ（BOOK・OFF）は、広く一般の方々から使わなくなった様々な物品を買い取り、その買取り額に10%相当額を加えた額を、その方の望む団体等に寄付する、インターネット宅配買取寄付サービス（『キモチと。』）を提供しています。

これを、日赤の施設職員や奉仕団に広く周知して活用を促し、活動資金の増収を図ります。





## 7 広報活動の強化

### (1) 赤十字思想の普及

日本赤十字社の活動は、赤十字に課せられた使命と世界中の赤十字が共有する7つの基本原則に基づき行動します。

また、毎年5月の赤十字運動月間に合わせ、赤十字事業の趣旨や活動への理解と協力を得るため、広報資材や広報活動を通じて赤十字思想の普及に努めます。

### (2) 赤十字の広報活動

#### ① 広報紙「日赤和歌山」発行

当支部の活動報告と活動資金の増収を図るため、広報紙を作成します。

作成した広報紙は、県民に配布（回覧）するとともに、赤十字会員の方々や赤十字関係者等に配付します。

#### ② 赤十字NEWSの配付

本社が毎月発行する「赤十字NEWS」を赤十字活動の広報紙として、支部役員、評議員、地区分区長、奉仕団委員長、和歌山県日赤有功会員、青少年赤十字加盟校長等へ配付します。

#### ③ 公共団体等主催の各種イベントへの参加

公共団体や企業などのイベントに参加させていただき、

日本赤十字社公式キャラクター

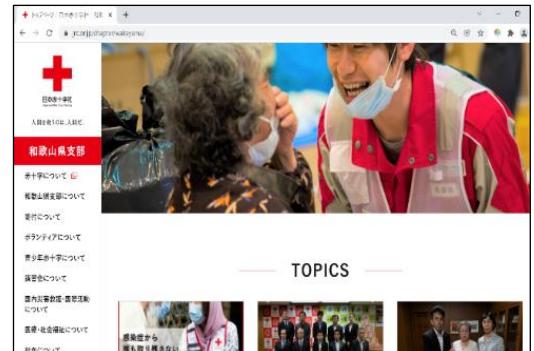
「ハートラちゃん」とのふれあい、赤十字活動パネルの展示、救急法等の講習を通して、会場に来られた多くの方々へ向けた赤十字事業と活動資金募集のPRに努めます。



赤十字活動のパネルや救援物資の展示

#### ④ ホームページによる広報活動

当支部ホームページに活動状況を掲載し、幅広い方々に対し、新着情報を提供するとともに、赤十字事業と活動資金募集のPRに努めます。



#### ⑤ 路線バスの車内広報活動

南海和歌山市駅停留所を含め、和歌山市内の15カ所の停留所のバス内で、乗客の皆様に赤十字活動資金募集のPR広告を映像と音声で放送します。



#### ⑥ テレビCMによる広報活動

「夏の高校野球和歌山大会」開催期間中、赤十字活動のテレビCM(15秒)を放映します。

また、年間を通して、テレビ和歌山様のご協力のもと、赤十字活動と活動資金募集のテレビCM(15秒・30秒)を放映しPRに努めます。

#### ⑦ 赤十字広報ポスター及びリーフレットによる広報活動

本社が作成した赤十字ポスターやリーフレットを地区分区に配付し、掲示していただくようにお願いして、赤十字のPRに努めます。

また、大手スーパーの各店舗あてにも赤十字ポスターを送付して、店舗内に掲示していただくようにお願いをします。



2022年度「広報ポスター」

## ⑧ 横断幕による広報活動

年間を通して、当支部が所在する日赤会館の外壁に横断幕を掲出し、赤十字活動と活動資金募集のPRに努めます。

また、5月の赤十字運動月間の期間中は、フレーズを替えた横断幕で周知を図ります。



## (3) 赤十字運動月間（5月）

### ① 赤十字運動月間周知キャンペーン

5月1日～31日の赤十字運動月間には、地域赤十字奉仕団員のご協力を得て、JR和歌山駅など県内各地で「赤十字運動月間周知キャンペーン」を展開し、ポケットティッシュの配布や赤十字活動資金のご協力をお願いする街頭募金活動も行います。



### ② 懸垂幕の掲出

赤十字運動月間を知っていただくため、JR和歌山駅ビルや和歌山市内のホテル前に赤十字懸垂幕を掲出し、通行する多くの皆様に向けて運動月間のPRに努めます。





## 日本赤十字社の使命

わたしたちは、  
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、  
いかなる状況下でも、  
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

## わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るために、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

## わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、  
人道の実現のために、  
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、  
人の痛みや苦しみに目を向け、  
常に想像力をもって行動します。